

秋田県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 秋田県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年4月13日付け障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等が必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

また、以下（1）～（3）を総称して「障害福祉サービス事業所等」という。

(1) 通所系サービス事業所

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 短期入所サービス事業所

短期入所

(3) 入所・居住系サービス事業所（障害者支援施設等）

施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(4) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

(5) 相談系サービス事業所

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象事業所が実施した次の事業とする。

- (1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業
国実施要綱3（1）に規定された事業
- (2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業
国実施要綱3（2）に規定された事業

（補助対象事業所）

第5条 補助の対象となる事業所は、以下の要件を満たす、県内に所在する障害福祉サービス事業所等（秋田市の区域内を除く。以下同じ）とする。

- (1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業
国実施要綱3（1）アに規定された事業所
- (2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業
国実施要綱3（2）アに規定された事業所

（補助対象経費）

第6条 この補助金は、補助事業の実施に必要な経費のうち、以下に該当する経費であって、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）に対して交付する。

- (1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業
国実施要綱3（1）イに掲げる経費
- (2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援事業
国実施要綱3（2）イに掲げる経費

- 2 補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額に対して交付するものとする。
なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは補助金の対象としない。また、この補助金は、第2条の目的を達成するために、既に完了した事業であっても補助金の対象とすることができる。

（補助額の算出方法）

第7条 第4条の事業に係る補助額は、事業所・施設ごとに、国実施要綱別添に示す基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 1事業所・施設当たり一回まで補助する。
- 3 1事業所・施設ごとに第4条第1号障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び同条第2号障害福祉サービス事業所等との協力支援事業の両方の補

助を受けることができる。

- 4 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設等については、個別協議を実施し、県及び厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(交付の条件)

第8条 知事は、補助金の交付の決定には、財務規則第249条の規定により、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ補助金変更交付申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業中止（廃止）承認申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号に該当する場合は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 給付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならないこと。この場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用

の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(10) 補助金の交付対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(申請手続)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を知事が別に指定する日までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、財務規則第248条の規定により、補助金の交付の決定をするものとする。第8条第2号に該当する場合も同様とする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の交付は原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。

(実績報告)

第12条 第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後1月以内又は当該年度3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 2 秋田県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和2年10月29日定め）は廃止する。